**廿日市市社会福祉協議会 ボランティア表彰要綱**

１　目的

この表彰は、地域福祉の推進に多大な貢献をしたボランティア個人または団体の功績をたたえ、その活動を広く地域に伝えることで、地域福祉活動の更なる活性化を図ることを目的とする。

２　表彰対象

次のいずれかに該当し、廿日市地域に居住する個人または、同地域を拠点に活動する団体で、特に顕著な功績が認められるものを対象とする。

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **内容例** |
| 活動期間 | 継続的に20年以上活動していること |
| 活動内容 | 高齢者支援、障がい者支援、地域清掃、イベントサポートなど多方面での貢献 |
| 貢献度 | 積極的なリーダーシップや、他の模範となる行動が見られること |
| 地域への影響 | 地域住民からの高い信頼や感謝の声が多数寄せられていること |
| 特別な貢献 | 災害時対応や他団体との橋渡し的役割など、特に意義深い活動 |
| その他 | 廿日市市社会福祉協議会登録団体としての活動、本来の活動以外での地域貢献、会長が特に認める者または団体 |

３　候補者の推薦と審査

候補者の推薦は市民より募り、廿日市市社会福祉協議会の審査を経て、会長が決定する。

４　表彰の方法

前項により決定した者又は団体に対する表彰は、随時行うものとする。

５　その他

本要綱の運用に関して必要な事項は、廿日市市社会福祉協議会会長が別に定める。

６　附則

この要綱は、令和７年７月１日から適用する。